

## 平成 21 年度 事業計画

当事業団は、昭和 52 年 9 月に設立されてから 30 年余に亘り、公益法人として三重県の環境保全に貢献してまいりました。

しかし、平成 11 年に廃棄物処理センターの指定を受け、平成 14 年 12 月から溶融処理施設の稼働を開始したことにより多額の赤字が発生し、その結果、平成 15 年度には債務超過に陥りました。

このため、「経営健全化計画（平成 16～18 年度）」及び「中期経営計画（平成 19～21 年度）」を策定し、経営の健全化に取り組んだ結果、平成 19 年度末には債務超過から脱却するとともに、累積赤字も解消しました。また、平成 20 年度は、最終処分場事業における搬入量の増加もあり、当期損益は黒字となる見込みです。

平成 21 年度は、環境分析事業、環境調査事業及び ISO 審査登録事業において、依然として厳しい経営環境が続くと考えられますが、質の高いサービスの提供と、的確な事業の運営に努めていきます。

最終処分場事業については、三田最終処分場の残容量が限られてきたことから、計画的に廃棄物を受け入れていくとともに、新最終処分場の平成 24 年度開設に向けて、平成 21 年度中の建設工事着手を目指します。

溶融処理事業では、供用開始後 6 年余が経過し設備の損耗等がみられることから、安全で安定した稼働のため適切な補修工事を実施する必要があるとあり、平成 20 年度からその対応を始めていますが、今後、平成 21 年度以降においてもかなりの補修工事が必要となることから、その費用負担のあり方について、市町・県と検討を進めていくこととしています。

また、平成 20 年 12 月に施行された新公益法人制度への移行に向けて財務基盤の確立と併せて諸準備を進めてまいります。

## I. 調査部門

### 1 環境分析事業

環境分析事業は、従前の公害規制を中心とした分析測定、また昨今での食品中の残留農薬分析に代表されるように、その時代において新しい要求・期待があることから、公益法人の役割として先駆的分野の開拓を目指します。

また、社会経済が低迷を続ける中で、市場の低価格化が定着してきていることから、顧客満足度の向上と併せて、健全経営に向けた取り組みを一層進めます。

平成21年度における主な取り組みは次のとおりです。

#### (1) 水道水質検査事業

厚生労働省「登録水質検査機関」として、精度管理の充実に努めるとともに、飲み水の安全確保に向けて「24時間検査連絡体制」を維持するなど、登録検査機関のモデル的役割を果たします。

#### (2) 食品残留農薬検査

食品残留農薬検査については、食の安全安心に寄せる県民の意識も高いことから、ホームページを活用したPR等を積極的に行い、迅速に対応します。

#### (3) 温泉分析

温泉法の改正により、温泉施設に10年毎の再分析が義務付けられたことから、登録分析機関としての的確な対応に努めます。(平成12年以前に温泉成分分析を行っている場合、平成21年末までに再分析が必要となります。)

#### (4) その他の分析測定

その他の分析測定については、顧客との長期的な信頼関係を強化していくために、納期短縮、低価格への対応などサービスの充実に努めるとともに、ISO9001、MLAP(ダイオキシン類の品質管理システム)及び水道検査事業に係る品質管理システムを積極的に運用し、品質の継続的改善を図ります。

分野別分析件数 (単位：件)

	平成21年度	平成20年度実績見込
水道水質検査	6,000	7,000
簡易専用水道施設検査	1,200	1,200
水質分析	22,600	17,000
廃棄物・土壌分析	1,400	1,400
ダイオキシン類分析	260	260
大気・騒音振動等測定	1,000	1,000
食品農薬検査	80	80
温泉成分分析	80	20
その他	70	70
合計	32,690	28,030

## 2 環境調査事業

環境調査事業は、バブル期のようなレジャー施設開発型の環境アセスメント対象は少なくなり、風力発電施設設置など地球温暖化対策型の対象が増加傾向にあります。これらに係る受注を通じて、環境アセスメント分野での先駆的役割を目指します。

また、地域環境の保全に配慮した環境コンサルティングに努めます。

平成21年度における主な取り組みは次のとおりです。

### (1) 環境アセスメント業務

平成20年度に受注した風力発電施設設置に係る環境アセスメント業務について、新たな対応が求められている生物多様性保全分野などにおいて、的確な対応を目指します。また、大型開発計画に伴う環境アセスメント業務の新規受注に努めます。

### (2) 環境調査業務

過去に環境アセスメントを実施した住宅団地や工場建設等の環境モニタリング調査を継続して受注していることから、これら環境コンサルティングを通じて地域環境の保全に努めます。また、1 ha以上の自然開発には県条例で自然環境保全への配慮が求められていることから、これら業務の拡大を目指し、地域に密着した調査を通じて希少動植物の保全に努めます。

### (3) その他

生物多様性国際会議（COP10）が平成21年度に愛知県で開催されるなど、自然環境保全分野への関心が高まる中で、県内自然環境調査機関としての中心的役割を果たしていくために、県内で活躍する地域研究者等とのネットワーク（自然環境調査研究者の登録・派遣制度）や、データベース（希少動植物情報の検索システム）等を活用したシンクタンク機能の充実を目指すとともに、後継者の育成にも努めていきます。

## Ⅱ. 審 査 部 門

### 国際規格審査登録事業

国際規格審査登録センターの認証件数（平成21年2月現在）は、ISO9001が217件、ISO14001が260件となっていますが、社会経済情勢を背景とした「取り下げ」による認証件数の減少、他機関との激しい競争等の厳しい状況に直面しており、これに対応した積極的な事業展開が求められています。また、社会的な認証取得動向が下降傾向にあり、平成21年度も引き続き当センターへの新規認証の需要も鈍化が予想されることから、健全な経営基盤の確立が重要となっています。

平成21年度も引き続き、JAB（（財）日本適合性認定協会）認定基準ISO/IEC17021に基づく「マネジメントシステム認証機関」として顧客満足を重視した認証業務を遂行するとともに、県内外の認証需要、他の認証機関の動向に関する情報収集を行いながら新規顧客獲得のための営業強化を図ります。

また、ISC内部審査要員の稼働率を上げるとともに、外部契約審査員の効率的な活用により健全な事業運営に努めます。

- ・ マネジメントシステムの効率的な運用管理に対する事業者のニーズが高まってきているISO14001とISO9001の統合審査、同時審査や、多数サイト審査といった成熟度の高い認証サービスの提供に努めます。
- ・ ISO9001については、2000年版から2008年版への移行を新規格の発行後（2008年11月15日）24か月間で完了する必要があることから、既登録事業者の2008年版へのスムーズな移行に努めます。

平成21年度認証件数

（単位：件）

区分	新規	サーベイランス	更新	小計	合計	平成20年度実績見込み
ISO9001	23	132	49	204	455	471
ISO14001	17	155	79	251		

注)件数には、認証取り下げによる減少見込み分及び統合審査分を含む(既存2件、新規4件)

### Ⅲ. 廃棄物管理部門

#### 1 最終処分事業・リサイクル事業

##### (1) 三田最終処分場

平成21年度の受入計画量は、急激な社会経済の悪化や公共廃棄物の減少から、平成20年度受入実績量（16万2千トン）の約6割弱の9万3千トンとなる見込みです。

埋立廃棄物受入量 (単位：トン)

種 類	大企業産廃	中小企業産廃	一般廃棄物	公共廃棄物	合計
平成21年度	64,000	21,000	8,000	0	93,000
平成20年度 実績見込	72,300	46,300	7,700	35,800	162,100

なお、廃棄物受入れの残存容量は、廃棄物埋立容量55万 $m^3$ に対して平成21年度末までに47.5万 $m^3$ 埋立てることから、7.5万 $m^3$ となります。

このため、今後は、新処分場開設まで計画的に廃棄物の受入れを行っていきます。

また、排水処理施設放流水の自主管理基準値を遵守するなど適正な埋立管理を行います。

##### (2) 小山リサイクルセンター

小山リサイクルセンター事業については、平成20年度末で事業廃止を予定していましたが、顧客からの事業継続を要望する声もあり、当面の間、事業を継続することとします。

#### 2 溶融処理事業（廃棄物処理センター事業）

溶融処理施設は、平成14年12月の本格稼動以来6年余の間、安全で安定した稼動を行ってきました。

この間、搬入される焼却残渣等に含まれるダイオキシン類をほぼ完全に分解・無害化し、溶融スラグの全量再利用・溶融飛灰の山元還元等により搬入廃棄物のほぼ完全な埋立処分の回避を行う等、循環型社会の実現に貢献してきました。

しかしながら、機械設備については、稼働から6年余りを経過し腐食による損耗等が各所で見られるようになり、補修等工事費用が増大してきたことから、補修等工事の内容及び負担のあり方等について市町運営協議会で協議を行っています。

今後とも必要な補修等工事を的確に実施し、安全で安定した稼動を行っていきます。

(1) 平成21年度廃棄物予定量の見込みと処理料金

① 市町廃棄物の予定量と処理料金

搬入予定量は市町へのヒアリングの結果、43,400トンと見込まれます。

補修等工事費用の増大に伴う処理費用高騰分については運営協議会で負担のあり方の検討を進めている段階であり、このため処理料金は、平成20年度に引き続き35,000円/トン+灯油高騰分とします。

② 産業廃棄物の予定量と燃え殻等の価格改定

産業廃棄物の予定量は、リサイクルの進展等及び景気の急速な後退により年間約6,200トンに止まり、減少が予測されます。

産業廃棄物の燃え殻、ばいじん、汚泥については、灯油高騰等により処理費用と料金に大幅な乖離がみられたため、平成21年度から処理料金を53,000円/トンに改定し、収支改善を図ります。

廃プラスチック類等については、燃料費の削減に寄与することを考慮して、処理料金を30,000円/トンに据え置くこととします。

廃棄物受入予定量

(単位：トン)

受入先	種 類	当初計画量	平成21年度	平成20年度 実績見込
市町	焼却残渣	49,300	41,720	42,360
	下水汚泥	2,100	1,680	1,940
	小 計	51,400	43,400	44,300
企業	廃プラスチック等	7,470	3,010	3,080
	燃え殻・ばいじん	4,300	2,520	3,120
	汚泥等	5,830	680	730
	小 計	17,600	6,210	6,930
計		69,000	49,610	51,230

(2) 経費削減への取り組み

平成20年度上期は灯油価格が大幅に高騰し、処理コストを押し上げる大きな要因になったため、株式会社クボタと「コスト削減プロジェクト」を立ち上げ、処理コスト削減に関する検討を進めた結果、灯油使用量を10%程度削減できる目処がたったため、下期より一部代替燃料の投入等を実施しました。平成21年度は本格的に灯油使用量の削

減を進め、燃料費を5,000万円(10%)程度削減できると見込んでいます。また、一部設備の利用方法の見直しによる補修等工事費用の削減についても検討を進めます。

### (3) スラグの有効活用

溶融処理に伴い発生する溶融スラグは全量有効活用が図られていますが、今後も県のリサイクル製品の認定を受けたコンクリート二次製品業者等に対して積極的な使用を働きかけていきます。

## 3 新最終処分場事業（廃棄物処理センター事業）

新最終処分場については、廃棄物処理法に基づく「廃棄物処理施設設置許可申請」が平成21年1月27日付けで許可されました。

このことから、施設整備に要する資金については、国の「産業廃棄物モデル的整備事業補助金」を活用することとしており、平成21年度の補助金の採択に向けて、平成21年1月30日に環境省に整備計画を提出しました。なお、県補助金については、平成21年度当初予算案に計上されています。

今後は、森林法、農地法等の関係法令の許可手続きや用地買収等を進め、平成21年度中の工事着工を目指します。

また、地元自治会及び周辺自治会とは、平成12年度から14年度に環境保全協定を締結していますが、今後、地域の協力を得て事業説明や周辺環境整備を行い、地域と共生できる施設整備に取り組んでいきます。

新最終処分場事業概要

施設名	新小山最終処分場
施設の種類	管理型産業廃棄物最終処分場 一般廃棄物（災害廃棄物）
所在地	四日市市小山町地内
施設面積	285,200m <sup>2</sup>
埋立地面積	95,600m <sup>2</sup>
埋立容量	1,683,500m <sup>3</sup> （うち廃棄物容量 1,374,600 m <sup>3</sup> ）
埋立廃棄物	汚泥、廃プラスチック類等の産業廃棄物 （但し、東海地震等の大規模災害が発生した場合には、緊急避難的な措置として災害廃棄物を受入れます。）
埋立予定期間	平成24年度～平成45年度（約22年間）

## IV. 総務部門

社会経済状況の変化に対応していくため、適切な業務運営や業務の効率化、経費削減を図るとともに、的確な財務管理等に努め、各部門の事業推進を支援します。

### (1) 公益法人制度改革への対応

新公益法人制度に関する「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」「関係法律の整備等に関する法律」の三つの法律が平成20年12月1日より施行されました。

事業団においても、平成25年11月末日までに、新たな制度への移行申請が必要となることから、各種説明会への参加や他団体の動向把握等を通じて情報収集に努めるとともに、移行に向けての課題等を整理し検討を進めます。

### (2) 中期経営計画の策定（平成22～24年度）

新制度では、2年続けて純資産額が300万円未満となった場合には解散事由となることから、財務基盤の確立が喫緊の最重要課題となっています。このため、事業団が現在おかれている経営状況や、社会経済情勢を的確に分析し、財務基盤の安定化を柱とした中期経営計画を策定します。

### (3) 職員の資質向上

サービスの質の向上と効率的な事業運営のため、専門分野における関係法令や技術修得に関する講習会や研修会に積極的に参加させるなど、職員の資質向上に取り組みます。

### (4) 広報活動と情報開示等

ホームページや広報紙『みえか』等を通じて、情報発信と事業のPRを行います。  
また、適切な情報開示に努め、事業運営の透明性を図ります。